

令和6年度家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

I 指導監査の実施状況：

1 令和6年度重点事項

家庭的保育事業所等が、質の高い保育サービスを提供するとともに、鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に従って、利用者に対する適切な待遇、関係法令等に基づく適正な運営が図られるよう、関係法令及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、次の事項を重点に指導監査を実施しました。

(1) 非常災害対策の強化

火災、風水害、地震など、想定されるあらゆる災害に対処できる具体的な計画を立て、訓練を定期的に実施しているか。

(2) 職員配置基準の遵守

職員配置基準における職員の数及び資格などを満たしているか。

(3) 保育の質の確保・向上

職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、計画的に実施しているか。

(4) 感染症・食中毒の予防等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。

(5) 事故防止及び安全計画の策定等

事故の発生防止の取組や、発生時の対応など、適切に行われているか。子どもたちの安全を確保するため、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など安全に関する事項についての計画を策定し、それに従つて必要な措置を講じているか。

(6) 虐待等の不適切な保育の未然防止

子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行っているか。

(7) 適正な会計処理

ア 物品購入や修繕等に際し、適正な契約を行っているか。

イ 関係通知や経理規程に基づく適正な会計事務処理を行っているか。

ウ 用途が定められた補助金等の適正な管理を行っているか。

2 令和6年度指導監査計画・実施比較

種別	対象数	実地監査		書面監査	
		計画数	実施数	計画数	実施数
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
小規模保育事業	10	10	10	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	10	10	10	0	0

II 指導監査の概要 :

令和6年度は、小規模保育事業10施設に対して実施いたしました。

指導監査を行った施設に対して、「文書指摘」を行った施設は8施設、「口頭指摘」を行った施設は3施設です。指摘事項の総数は19件で、内訳は文書指摘16件、口頭指摘3件となっています。

文書による改善を要する事項は、保育士の配置基準に関する事項のほか、避難及び消火訓練の実施及び運営規程の条項に関する事項などについて指摘を行い、軽微な部分について口頭による指摘を行いました。

指摘 種別	指摘件数		最大最少 指摘数		指摘有無による 施設数		指摘の 平均数 (a) ÷ (b)	指摘の平均数 以上の法人数
	計	個別 (a)	最大数	最少数	あり (b)	なし		
文書	19	16	4	0	8	2	2	5
口頭		3	1	0	3	7	1	1